

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2001/05/05 Vol. 67 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市議会/平成 13 年第 1 回定例会報告 (6)

いつもお世話になっております。現在、議会は閉会中ですが、議員活動は行っております。今回は、印西市議会 / 平成 13 年第 1 回定例会 (3 月定例会) 最後のご報告となります。

3/6 (火曜日) に、一般質問に立ちました。以下、市当局の回答です。

1. 市民生活と情報施策について

印西市では、市民、行政、それぞれが行政に関わる情報の受信、発信、活用について、どのように取り組んでいくのだろうか？市が推進する情報施策は市民生活を豊かにすることができるのであろうか？

<質問続き> (VOL.64 にて、ご報告させていただいた質問の続きです。)

平成 13 年度予算において、情報環境の整備促進はどのように行うのか。

- (1) 市民が身近で容易に利用できる環境を築くための「公共端末」の整備。
- (2) 電子市役所の整備
- (3) その他、公共情報提供環境の整備 他

(回答 / 総務部長)

(1) と (3) については、関連がありますのでまとめてお答えします。

情報環境の整備は、自治体が情報化を進めていく上で重要な施策であると認識しており、市としてもどのように整備して行くのが良いのかを総合的に検討する必要があると考えております。例えば、個人でパソコン等の機器を持たない人でも容易に情報を得るにはどのような方法があるのか。公共端末を整備するとしてもパソコンで良いのか、多機能情報端末が良いのか、また情報提供の内容をどうするのか、場所はどこに設置するのがより多くの市民に利用してもらえるのか、パソコン等の操作研究の機会はどうに設けられるのかなど体系的に整理することが必要とされるので、これからの指針となる「情報化計画」を策定することとし、平成 13 年度予算に必要な経費を計上したところでございます。今後は、この計画に基づき、情報化を推進してまいりたいと考えております。

次に、(2) 電子市役所の整備についてお答えします。「国の情報化施策等の推進に関する指針」により示された、平成 15 年度までに地方公共団体においては「インターネット等を利用して行政の手続きをできるようにする。」「文書管理システムを導入して行政文書を一貫して管理するとともに情報の積極的提供、情報の公開を推進する。」などの電子自治体の基盤を整備するという方針に基づき、本市においても市内 LAN の整備等を進めており、本年 2 月には印西市の公式ホームページを開設しました。また、平成 13 年度からは「市内情報ネットワーク」と「文書管理システム」の運用を始め、電子化に向け着実に基盤整備を進めているところでございます。なお、これらのシステム運用に伴い平成 13 年度は、職員のスキルアップを目的とした研修を実施してまいります。

私の質問に対して、執行部から以上のような回答をいただきました。2 月に開設された「ホームページ」に関して、更に 2 点ほどの「再質問」をいたしました。

(再質問)

ホームページについて / 月 2 回の更新で充分であろうか？

(回答)

現在、更新記事については、広報誌を中心とした記事を主に掲載をさせていただいております。本来、即時性を考えた場合は、情報が発生した時点で掲示することが望ましいと考えておりますが、現在の運営はふれあい推進課において一括更新を行っている関係で、即時の対応は難しいものと考えております。

しかし、緊急かつ必要性のある情報については、即時に対応する予定でありますので、ご理解いただきたいと思います。

(再質問)

双方向性（一方的な発信ではなく、相互に例えば、討論できるような運用。）についてはどのように考えるか？

(回答)

双方向性に関しては、インターネットのもつ特長からしても、双方向性は重要なものとして考えております。現在、ホームページの更新・作成は、ふれあい推進課が当たっておりますが、ホームページに掲載している記事を各担当課で運用できるようになった段階において、各課宛てのメールを各課に伝送できるように行き、メールの対応をしていただけるようシステムの構築を行っていきたいと考えております。

印西市議会/5月臨時議会が開催されます。

臨時議会が5月15日（火曜日）に予定されております。この臨時議会は、議会議長の改選や常任委員会の委員の改選に伴うもので、議会人事が中心となります。

印西市議会/平成13年第2回定例会が開催されます。

今回の定例会は6月5日（火曜日）から20日（水曜日）まで行われます。

定例会開催に先だち、議員から市の執行部に対して、一般質問の事前通告をいたします。

皆様からの市政に対する、ご意見や疑問点、ご質問はいつでもお受け致しますので、お気軽にご連絡をいただければ幸いです。

1. 一般質問とは

質問とは、議員がその市の行財政一般にあたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものです。この議員の質問権は、市の重要な意思を決定し、住民に代わって行財政の運営を監視する機能を有する「議会」の構成員である「議員」が、行財政全般について執行機関の所信や疑義をただすことができないと、その職務を果たすことができないので、議員固有の権利として与えられているものです。

2. 質問の範囲について

質問の範囲は、その行財政全般に及びます。具体的には、一般行政(行政事務)は勿論、教育、選挙、都市計画等全般に及ぶものです。

3. 質問の効果

質問を行う目的と効果は、ただ単に執行部の指針をただしたり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものではありません。所信をただすことにより、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させ、或いは新規の政策を採用させるなどの目的と効果があります。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご批判、ご意見もお待ちいたします。よろしく願い申し上げます。 ぐんじとしのり